

平成29・30年度 建設工事入札参加資格審査申請に係る  
経営事項審査結果通知書の取扱いについて

- 1 今回対象となる経営事項審査の審査基準日は、平成27年7月1日から平成28年6月30日です。
- 2 建設工事入札参加資格審査申請にあたっては、審査基準日が前項の期間内となっている経営事項審査結果通知書の写しを提出する必要があります。
- 3 平成28年10月14日（金）までに、所管する各土木事務所に経営事項審査の申請を行っていただければ、11月中に審査結果を通知することができます。
- 4 解体工事業の業種追加に伴う経営事項審査の申請は、平成28年9月30日（金）までに行ってください。（詳細は、技術・建設業課のホームページ「経営事項審査」についてをご覧ください。）
- 5 県内工事に係る建設工事入札参加資格審査申請の受付期間は、平成28年12月5日（月）から12月16日（金）となっており、10月14日（金）までに経営事項審査の申請を行っていない場合、入札参加資格審査の申請ができなくなるおそれがあります。
- 6 以上のことから、建設工事入札参加資格審査申請を予定している場合には、できるだけ早めに経営事項審査の申請を行っていただきますよう、ご協力をお願いします。